

2021年度中部アマゴルフ研修会は(公財)日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則(2019年1月施行)と、このローカルルールを適用する。これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定やプレーヤーへの注意事項を確認のこと。

下記に参照するローカルルールの全文については2019年1月発効の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること(www.jga.or.jpで閲覧可)。

別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は：一般の罰(2罰打)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則18.2)

- (a) アウトオブバウンズは白杭の柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア(規則17)

- (a) 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。
- (b) ペナルティーエリアが境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで及び、その境界と一致する。
- (c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界(アウトオブバウンズの境界)と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型B-2.1に基づいて反対側の救済を受けることができる。

ペナルティーエリアのためのドロップゾーン

ペナルティーエリアのためのドロップゾーンが設置される場合、1打の罰に基づく救済の追加の選択肢となる。ドロップゾーンは救済エリアであり、球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアに止まらなければならない。

3. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則16)

(a) 修理地

- 1) 白線で囲まれ青杭で標示してある区域
- 2) 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型F-7を適用する。
- 3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則16.1に基づく救済を受けることができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

(b) 動かさない障害物

- 1) 白線の区域と動かさない障害物がつながられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
- 2) 動かさない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。
- 3) ウッドチップやマルチ(木屑)などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチップやマルチ(木屑)などの個体はルースインペディメントである。

- 4) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない（例外：ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝）。
- 5) 人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。

4. 不可分の物（規則 8. 1 a）

次の物は不可分な物であり、罰なしの救済は認められない：

- (a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物
- (b) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング（枕木等の構築物）。

5. 恒久的な高架の送電線（規則 1 4. 6）

ローカルルールひな型 E-1 1 を適用し、次のように修正する：プレーヤーの球がインバウンズの送電線に当たったことが分かっているか、事実上確実な場合、そのストロークはカウントしない。そのプレーヤーは規則 1 4. 6 にしたがって直前のストロークを行った場所から罰なしに球をプレーしなければならない。

例外：高架線の鉄塔や支柱に球が当たった場合には適用しない。

6. 後方線上の救済を受けて、救済エリアの外からプレーした球 ローカルルールのひな型 E-1 2

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則（規則 1 6. 1 c (2), 1 7. 1 d (2), 1 9. 2 b, 1 9. 3 b）が要求する救済エリア内にドロップしたが、その救済エリアの外に止まった球をプレーした場合、その球をドロップしたが、その救済エリア内にドロップしたが、その救済エリアの外に止まった球をプレーした場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた個所から 1 クラブレングス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ適用する。

7. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替えについてのローカルルール G-9

規則 4. 1 b (3) は次のように修正される：

プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中（プレーの中断中を含む）にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則 4. 1 b (4) に基づいてクラブを別のクラブに取り替えることができる。

クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則 4. 1 c (1) の処置を使用してすぐにプレーから除外しなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰—規則 4. 1 b 参照

8. クラブと球

- (a) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：
失格

- (b) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。

ただし、下記競技には適用しない。

- ・中部小学生ゴルフ大会

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

- (c) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。

このローカルルールの違反の罰：失格

9. 陰悪な気象状況によるプレーの中断（規則 5. 7）

次の信号がプレーの中断と再開に使われる：

- 即時中断 — 1 回の長いサイレン
- 中断 — 3 回の連続する短いサイレン
- プレーの再開 — 2 回の連続する短いサイレン

注意：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

10. 練習（規則 5）

(a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間、ローカルルールひな型 I – 1. 2 を適用し、規則 5. 2 b は次の通り修正される：ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。規則 5. 2 の違反の罰：規則 5. 2 の罰則規定を参照。

例外：プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習のために使うことができる。

(b) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くで練習することを禁止するローカルルールひな型 I – 2 を適用し、規則 5. 5 b は次の通り修正される：2 つのホール間のプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。
- または、
- ・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

11. キャディー

プレーヤーのキャディーの使用を禁止したり、要求したり、あるいはキャディーとして使用できる人について制限する場合、各競技の競技規定に掲載される。

12. 参加資格

プレーヤーは各競技の「競技規定」で定められる参加資格の条件を満たしていなければならない。

13. スコアカードの提出（規則 3. 3 b）

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

14. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、委員会により会場で公表される。

15. 競技の結果 — 競技の終了

本競技は競技委員長の成績発表をもって終了する。

16. 競技の成立

本競技の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議（再開、予備日など）するものとする。

17. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

注 意 事 項

18. 参加の取り消し

委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレイヤーの参加資格を取り消すことがある。

19. 行動規範

プレイヤーはエチケット違反、または非行があった場合には制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2 a に基づいて失格とする場合がある。

20. 携帯電話

緊急時以外コース内での携帯電話の使用は禁止する。